

電気通信事業法施行規則第40条の8の4第1号に規定する単位区域ごとに第二号基礎的電気通信役務を提供するために通常要すると見込まれる電気通信回線一回線当たりの費用の額を算定する方法として総務大臣が定める方法は、次に掲げる部門ごとの費用の額を合計する方法とする。

1 アクセス回線部門

アクセス回線部門の費用の額は、次に掲げる額を合計した額とする。

イ 単位区域ごとに必要と推計されるアクセス回線設備の規模、回線密度等に応じて通常要すると見込まれる電気通信回線一回線当たりの費用の額（一箇月当たりの額）

ロ 単位区域ごとの収容局からの距離に応じて通常要すると見込まれる電気通信回線一回線当たりの費用の額（一箇月当たりの額）

2 海底ケーブル部門

海底ケーブル部門の費用の額は、次に掲げる額を合計した額とする。

イ 単位区域ごとに必要となる海底ケーブルの長さに応じて通常要すると見込まれる電気通信回線一回線当たりの費用の額（一箇月当たりの額）

ロ 単位区域ごとに必要となる陸揚局の有無に応じて通常要すると見込まれる電気通信回線一回線当たりの費用の額（一箇月当たりの額）

3 中継回線部門

中継回線部門の費用の額は、次に掲げる額を合計した額とする。

イ 単位区域ごとの需要に応ずるために必要となる収容ルータの規模に応じて通常要すると見込まれる電気通信回線一回線当たりの費用の額（一箇月当たりの額）

ロ 単位区域ごとの需要に応ずるために必要となる中継ルータ及び中継伝送路の規模に応じて通常要すると見込まれる電気通信回線一回線当たりの費用の額（一箇月当たりの額）

ハ 単位区域ごとの需要に応ずるために必要となる網終端装置の規模に応じて通常要すると見込まれる電気通信回線一回線当たりの費用の額（一箇月当たりの額）

4 設備利用部門

設備利用部門の費用の額は、1、2及び3に掲げる部門に係る設備を用いて第二号基礎的電気通信役務を提供するために通常必要となる電気通信役務の販売その他の電気通信事業に属する活動を行うために通常要すると見込まれる費用の額を電気通信回線一回線当たりの費用の額に換算した額（一箇月当たりの額）とする。